

過積載防止・貨物の積載方法

トラックの安全運行を確保するため、最前線で安全管理を担う専門家である運行管理者の業務について紹介しています。4回目は「過積載防止・貨物の積載方法」をテーマに、I.過積載の実態、II.過積載の危険性、III.過積載の防止対策について東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の進藤恵介主任研究員に解説してもらいます。

法令における運行管理者の業務一覧

貨物自動車運送事業輸送安全規則 第20条	運行管理者の業務	3つの分類 (管理者、管制官、教師)
第1号	選任された運転者以外の運転禁止	管理者
第2号	ドライバーの休憩・睡眠施設の管理	
第3号	定められた勤務時間・乗務時間の範囲内での乗務割作成	
第4号	酒気を帯びた状態にあるドライバーの乗務禁止	
第4号の2	疾病、疲労などの理由により、安全な運転や補助ができない恐れがあるドライバーの乗務禁止	
第5号	長距離運転、夜間運転での交代ドライバーの配置	教師
第6号	過積載防止の指導・監督	
第7号	貨物の積載方法の指導・監督	
第7号の2	通行方法の指導・監督	管制官
第8号	点呼の実施	
第9号	ドライバーごとの乗務記録	管理者
第10号	運行記録計の管理、記録保存	
第11号	運行記録計による記録不能車の運転禁止	
第12号	事故の記録と保存	
第12号の2	運行指示書の作成、変更指示、保存	管制官
第13号	運転者台帳の作成、備え付け	管理者
第14号	ドライバーの指導・監督、3年間の保存	教師
第14号の2	ドライバーに適性診断を受けさせる	
第15号	異常気象時等のドライバーへの指示・措置	管制官
第16号	補助者に対する指導・監督	教師
第17号	事故警報に基づく従業員の指導・監督	
第2項	乗務基準の作成 ※特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者の場合	管理者
第3項	事業者に対する助言	管理者
第4項	統括運行管理者による業務統括	管理者

出典：「貨物自動車運送事業輸送安全規則 第20条（運行管理者の業務）」より、東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

I. 過積載の実態

過積載による違反はどのくらいあるのでしょうか？警察庁の統計によると、2016年の過積載による違反は3,407件と、15年と比較すると約1割増加しています。近年、減少傾向にありましたが、一転して増加

となりました(グラフ)。ドライバーの人材不足が叫ばれているなか、1回の運行でより多くの貨物を運ぼうとする荷主企業の要請により、過積載での運行が増加しているのかもしれない。

進藤恵介 (しんどう けいすけ)

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 自動車リスク本部 主任研究員。
保有資格：日本交通心理学会認定 交通心理士、運行管理者(貨物)旅客・貨物運送事業者を中心に、交通事故削減コンサルティングに従事。運行管理者向けマネジメントスキル向上研修を多数実施。

【グラフ】 過積載件数の推移



出典：警察庁交通局「平成28年中の交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況等について」、「平成27年中の交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況等について」、「平成26年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況等について」、「平成25年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況等について」より、東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

II. 過積載の危険性

過積載は、どのような危険をもたらすのでしょうか？ 過積載は下記のように、車両重量が大きだけでなく重心も高くなることにより、事故を招きやすい状態になります。

次に、過積載による重大事故の事例を見てみましょう。08年には、最大積載量2,500kgの中型トラックだったにもかかわらず、約2倍の5,080kgの貨物(硫黄を含む肥料)を積載した状態で運行したため、交差点を右折した際、横転し火災になる事故が発生しました。この事故の要因として、運行計画時点で積載量の確認が不十分だったことや、過積載運行の危険性をドライバーが十分に理解していなかったことが指摘されています。事故防止のためには、運行管理面の強化やドライバーへの指導・監督が必要であったと考えられます。

過積載による事故要因例

- 制動距離が長くなり、追突事故を起こしやすい。
- 衝撃力が大きくなり、事故を起こした場合に死亡事故や重大事故になりやすい。
- トレーラーではジャックナイフ現象が起こりやすい。
- 車両のバランスを崩しやすく、横転しやすい。

出典：公益社団法人 全日本トラック協会「事業用トラックドライバー研修テキスト7 貨物の正しい積載方法と労働災害の防止」より 東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

※詳細は、国土交通省自動車交通局「自動車運送事業に係る交通事故要因分析報告書(平成20年度) [第3分冊] 社会的影響の大きい重大事故の要因分析(重大事故⑩ トラックの山間部における横転火災事故)」をご参照ください。

III. 過積載の防止対策

運行管理者として、過積載を防止するには3つの対策が必要と考えられます。

1つ目の対策として、荷主企業に対して重量証明を発行してもらうことや、重量を明示して運送契約を結ぶなどの協力を仰ぐようにしましょう。積載量の正確な把握は、運行計画を立てる上で大前提になります。2つ目として、積載制限のルールを確認しましょう。道路交通法や車両制限令により、積載物の長さ・幅・高さ・重量などについて制限が設けられています。ルールを遵守して積載できるか確認してください。さらに積載した際、偏荷重にならないか、荷崩れしないよう固縛できるか、積載の方法についても確認しましょう。

3つ目としては、やむを得ず積載制限を超えてしまう場合の対策です。積載制限のルールを超えてしまう場合、通行許可の申請が必要になります。道路交通法における制限を超える場合は、出発を管轄する警察署長の『制限外積載許可』が必要です。また、車両制限令の制限を超える場合は、道路管理者から『特殊車両通行許可』を得る必要があります。運行経路を検討する際は、ルールを確認したうえで、運行経路を計画しましょう。

過積載は、荷主企業との適切なコミュニケーションや運行管理の強化により防止することが可能です。安全運行のためにも、過積載の防止に取り組みましょう。